

埼玉県総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター及び新生児センターの要件並びに指定等に関する要綱

1 目的

この要綱は、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター及び新生児センター（以下「総合周産期母子医療センター等」という。）の要件及び指定又は認定（以下「指定等」という。）にかかる手続について、必要な事項を定めるものである。

2 指定等の基準

- (1) 総合周産期母子医療センターの指定を受けようとする医療機関の開設者にあつては、3に定める総合周産期母子医療センターの基準を満たすものとする。
- (2) 地域周産期母子医療センターの認定を受けようとする医療機関の開設者にあつては、4に定める地域周産期母子医療センターの基準を満たすものとする。
- (3) 新生児センターの認定を受けようとする医療機関の開設者にあつては、5に定める新生児センターの基準を満たすものとする。

3 総合周産期母子医療センターの基準

総合周産期母子医療センターの基準は、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（令和5年3月31日医政地発第0331第14号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）の別紙「周産期医療の体制構築に係る指針」に定めるとおりとする。

4 地域周産期母子医療センターの基準

地域周産期母子医療センターの基準は、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（令和5年3月31日医政地発第0331第14号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）の別紙「周産期医療の体制構築に係る指針」に定めるとおりとする。なお、「周産期医療機関の役割・基準目安」（別添）についても考慮するものとする。

5 新生児センターの基準

新生児センターは、医療が必要な新生児の受入れに対応できる施設をいう。

(1) 診療科目

小児科（新生児医療を担当するものをいう。以下同じ。）を有するものとし、麻酔科その他関連診療科を有することが望ましい。

(2) 設備及び医療従事者

ア 設備

小児科等には新生児病室を有するものとし、次に掲げる設備を備える新生児集中治療管理室に準ずる設備を設けることが望ましい。

(ア) 新生児用呼吸循環監視装置

- (イ) 新生児用人工換気装置
- (ウ) 保育器
- (エ) その他新生児集中治療に必要な設備

イ 医療従事者

新生児病室に以下の医療従事者を配置するよう努めることが望ましい。

- (ア) 24時間体制で小児科を担当する医師が勤務していること。
- (イ) 各新生児センターにおいて設定した水準の新生児医療を提供するために必要な看護師が適当数勤務していること。
- (ウ) 公認心理師等を配置すること。

(3) 連携機能

地域周産期医療関連施設等からの救急搬送や総合周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等との連携を図るものとする。

6 指定等の手続き・変更

- (1) 総合周産期母子医療センター等の指定等を受けようとする医療機関の開設者は、あらかじめ県と協議の上、以下の様式により埼玉県知事（以下「知事」という。）に申請するものとする。

ア 総合周産期母子医療センターの申請 別紙第1号様式

イ 地域周産期母子医療センターの申請 別紙第2号様式

ウ 新生児センターの申請 別紙第3号様式

- (2) 知事は、前項により提出された申請書及び添付書類を元に「2 指定等の基準」に照らし、適当であるか審査を行うとともに、埼玉県地域保健医療計画推進協議会周産期医療部会（以下「部会」という。）に指定等の適否について意見を聴くものとする。

- (3) 知事は、部会の意見を踏まえ、総合周産期母子医療センター等の指定等が適当と認める場合は、以下の様式によりその旨を通知するものとする。

ア 総合周産期母子医療センターの指定 別紙第4号様式

イ 地域周産期母子医療センターの認定 別紙第5号様式

ウ 新生児センターの認定 別紙第6号様式

- (4) 知事は、総合周産期母子医療センター等の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、実地調査を行うことができるものとする。

- (5) 総合周産期母子医療センター等の指定等を受けた医療機関の開設者は、指定等の内容に変更がある場合は、別紙第7号様式により、知事に届出するものとする。

- (6) 知事は、変更内容が適当と認められるときは、当該医療機関に別紙第8号様式により通知するものとする。

7 指定等の辞退

- (1) 総合周産期母子医療センター等の指定等を受けた医療機関の開設者は、指定等の辞退を希望するときは、周産期医療に重大な影響を及ぼすことから辞退の日の6か月前までに事前に別紙第9号様式により、知事に届出するものとする。

- (2) 知事は、当該医療機関の辞退申出に理由があると認めるときは、部会に

指定等解除の適否について意見を聴くものとする。

- (3) 知事は、部会において当該医療機関の辞退について理由があると認めるとの意見があった場合は、その意見を勘案し、辞退の受理を当該医療機関に別紙第10号様式により通知するものとする。

8 指定等の取消し

- (1) 知事は、総合周産期母子医療センター等の指定等を受けた医療機関が指定基準を満たさなくなると認められるときは、当該医療機関の開設者に報告を求めることができるものとする。
- (2) 知事は、前項の報告を受けた場合、必要と認める範囲において改善を求めることができるものとする。
- (3) 知事は、当該医療機関が報告の求めに応じないとき、又は改善の求めに従わないときは部会の意見を聴いた上で指定の取消しをすることができるものとする。
- (4) 前項の取消しを行った場合、知事は当該医療機関の開設者に対し別紙第11号様式により通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和1年12月13日から施行する。

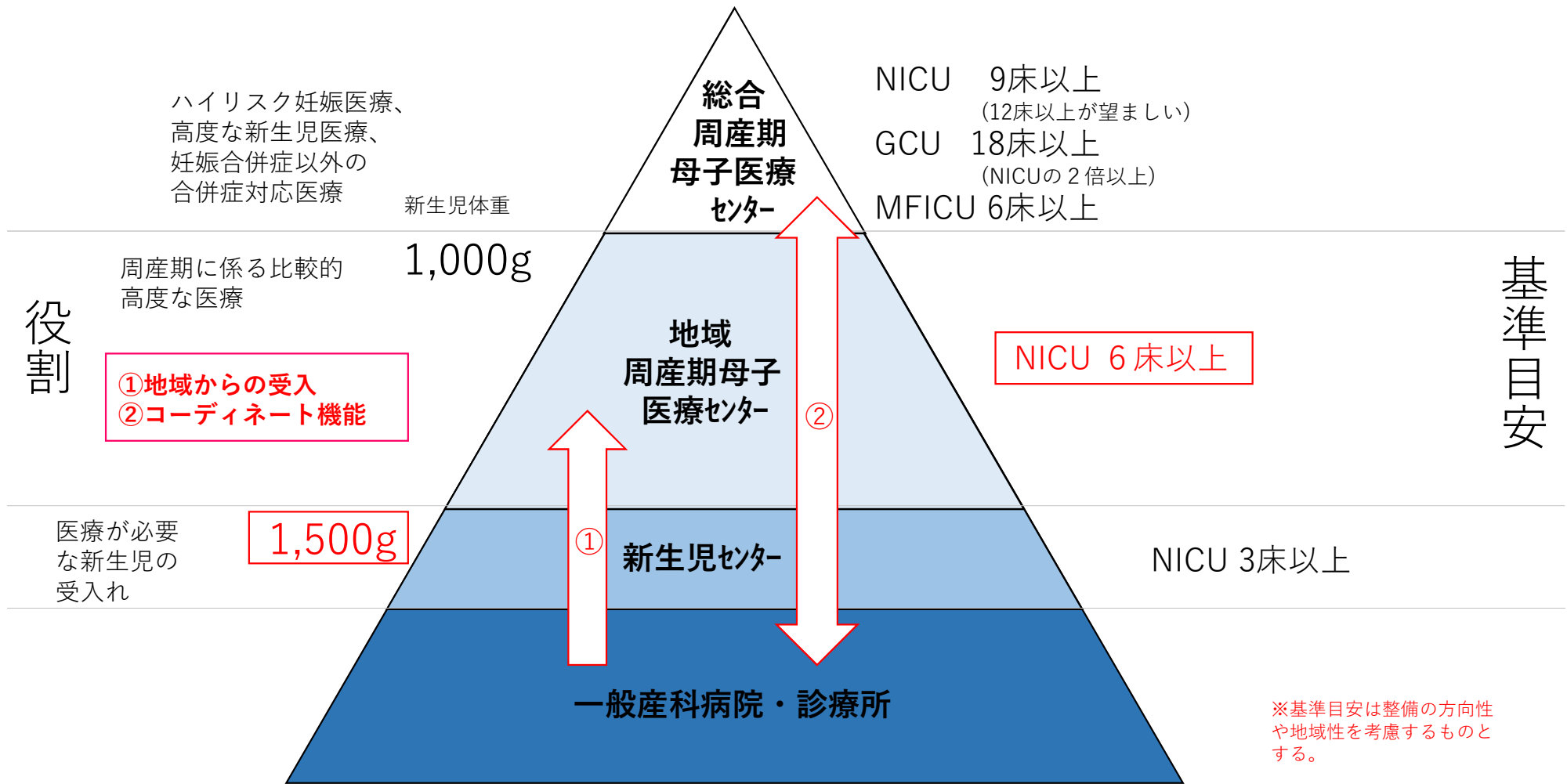
附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

周産期医療機関の役割・基準目安



※基準目安は整備の方向性や地域性を考慮するものとする。